

# 石綿含有建材調査者講習

2023年10月から  
石綿事前調査・届出は  
有資格者しかできません

## 組合員限定

日時

2023年 7月6日(木)・7日(金)  
両日 9:30 ~

会場

千葉土建本部会館 (千葉市中央区旭町17-3)

内容

動画視聴及び講師による座学講義  
講義終了後に試験、後日合格者に修了証交付

料金

47,000円(税込) テキスト・試験料込  
(再試験料5,500円)

受付  
申込

所属の支部までお問い合わせください  
各受講要件は裏面をご覧ください

※駐車場は数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください  
満車の場合、近隣有料駐車場(自己負担)をご利用ください

千葉土建一般労働組合

電話043-202-1310 千葉市中央区旭町17-3

## 申込方法、注意点等について

- ・申込書等は所属支部よりお受け取り下さい。  
必要な書類に記入の上、受講資格区分（下記参照）に応じた確認書類と受講料を添えて必ず所属支部でお申し込み下さい。
  - ・申込後、日本環境衛生センターから以下のメールが順次届きます。
    - ①申込受領メールが申込書に記載したメールアドレスに届きます。
    - ②受講審査終了後、1週間から10日前後でご登録メールアドレスに受講決定通知メールが届きます。受講票と健康告知票を出力して、講習会当日に持参してください。
- ※申請書類に不備があった場合にもメールが届きます。

受講資格区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	

## 千葉土建主催 石綿作業主任者技能講習のご案内

2023年 6月15日(木)・16日(金) ※受付中

※お問合わせいただいた時点で、受講者定数のため締め切りとなっている場合がございます。

**受付・申込は所属支部まで**

